

フェアユース規定導入に関する意見

2009年8月31日



モバイル・コンテンツ・フォーラム

<http://www.mcf.to>

<http://www.mobilecontentforum.org>

今回は、我が国著作権法の改正条文案等、すなわち、具体的な判断基準が提示されていないことから、具体的な賛否の検討はできませんでしたので、賛否のみのご質問に関する意見表明はいたしません。

今後、検討が必要な事項についてご紹介させていただくとともに検討に際しての要望事項をご説明させていただきます。

我が国の著作権制度において、ビジネスの変化に応じて法改正が行われてきていると理解いたしております。

しかし、毎年のように法改正がなされているとはいえ、昨今のインターネットによるグローバルな視点が必要な上に、急速に成長する当業界の技術革新やビジネスのスピードに対して、法改正が迅速に対応できているわけではない、とも考えておりますので、一般規定の導入は有益な検討であると考えております。

フェアユース規定導入に関する意見

●現行法の個別制限規定について (著作権法30条～49条)

当団体においては、現行法の制限規定に合致する行為そのものについては明確に著作権の制限がされることが曖昧ではない点で、有益なことだと考えております。

すなわち、個別制限規定を列挙して、著作権法の制限を受ける対象を明確にしていくことも有益であると考えております。

●フェアユース規定について

フェアユース規定に関しては、著作物の利用実態に応じて柔軟に対応できるという点で有益だと考えております。

一方で、現行法の制限規定を削除し、一般規定のみの制度になりますと、フェアユースかどうかの判断について、多種多様の判断が生じるであろうことが容易に想定されます。このことは、判断を求めるための訴訟が乱立する点で、経済的に不利益なことであると考えております。

●導入を求める制度について

現行の個別制限規定を著作物の利用実態にあわせて拡充し、著作権が制限される行為を明確にした上で、個別規定を柔軟に運用するためにフェアユース規定を導入するというのが著作権者および利用者にとって有益であると考えております。

●コンテンツ制作工程において行う一時的な複製等の行為

コンテンツを制作する上では、例えば着メロ作成時にCDを聞く行為あるいはMIDIファイルや音源ファイルを複製または利用することが必要になる。

●写真、映像や録音等における写りこみ

CGMサービスの拡大に伴い、利用者が撮影等したコンテンツが投稿される事が多くなっており、著作物が従属的に写りこむ場合が増えている。

●社内等の特定領域で情報共有や説明等のために著作物を利用する行為

私的利用とならないが公衆送信のように不特定多数を対象していない社内の会議等の特定領域において著作物が利用される場合がある。

●企画書や提案書における説明やデモ等に著作物を一時的に利用する行為

サービスや企画内容を説明する目的のために(パブリシティ的な目的でなく)企画書やデモの中で著作物を利用することが必要となる。

●商品購入を判断するために利用する書籍の表紙・目次や音楽アルバムアートを利用するあるいは試聴や立ち読み等の一部を利用する行為

実店舗における購買行為として一般的に行われている書籍の表紙等の閲覧行為は商品特定のためあるいは購入を喚起するために必要である。

●利用端末にあわせてファイル形式やサイズを変更する行為

ユビキタス環境の拡大で、ネットワークを利用する端末はPC、携帯電話、携帯ゲーム機、車等多種多様に拡大しているが、利用者の利便性を考えると端末の能力や画面の大きさにあわせてファイル形式やサイズを変更することが必要となる。

●ユビキタス環境とクラウド等の拡大によってネット上の私的な領域を利用する行為

ネットワークのブロードバンド化とクラウドコンピューティングによって、著作物を端末に保存するのではなくサーバー上の私的な領域(認証により他者の利用は不可)に保存して個人所有の複数の機器で利用する等のユビキタス環境が拡大している。

●RSSリーダー、ソーシャルブックマーク、ミニブログ等により端末へ複製をする行為

サーバーから端末上のRSSリーダーにデータをダウンロードしたり、ミニブログでコメントを転送したり、私的利用として作成したブックマークを共有する場合に、著作物や題名やアーティスト名等の関連情報を利用する場合がある。

●パロディ等の特定のルールによる二次著作物として利用する行為

パロディの他に音楽のマッシュアップや同人誌での漫画やアニメ等の利用等、CGM(コンシューマ・ジェネレート・メディア)的なサービスが拡大している。

① フェア・ユースの具体的な条文案の提示と再意見募集

改正案の具体的な考え方や条文案を明示していただき、再度意見募集をしていただけたら、具体的な賛否も含めた検討も可能と考えますので、条文案の明示を要望いたします。

② フェア・ユースの判断基準の明確化

仮に米国著作権法と同様のフェアユース規定を追加されたことを想定しますと、フェアユースの判断、すなわち、同条項が適用される公正な使用の判断基準について明確にしていきたい。

判断基準が明確でなければ、判断を求めるための訴訟が乱立することが予測され、当業者および著作権者の両者にとって、無用とも思われる訴訟費用と時間が費やされる可能性があることを危惧いたします。

③ フェアユース規定の役割

グローバルな技術革新やインターネットビジネスのスピードへの対応に、フェアユース規定の担うべき役割を明確にしていきたい。

独禁法や不正競争防止法等のビジネス面での公平・公正を求める法規制、デジタル化に対応した効率的な著作権処理を実現する隣接権も含めた著作権集中管理団体の整備と包括的な許諾システムの構築、また公的な仲裁機関である文化庁の裁定のあり方や裁判外紛争解決(ADR)のあり方等も検討と合わせてフェアユース規定の導入の検討を進めていきたい。